

(紹介手数料の返還)

第1条 採用決定者が甲に入社後、本人の都合又は甲の就業規則に基づく懲戒解雇によって退社に至った場合、乙は甲に次のとおり人材紹介料を返還するものとする。

入社後1ヶ月以内に退社：人材紹介料の70%

入社後3ヶ月以内に退社：人材紹介料の50%

ただし、採用決定者の責めに因らない解雇・退職・死亡、病気など不測の事態による場合並びに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

(秘密の保持)

第2条 甲および乙は、この契約に関して知り得た選考対象者等第三者に関する情報並びに、甲乙お互いの秘密、又は不利益になる情報について守秘義務を負うものとする。

(契約の有効期間)

第3条 本契約の有効期間は 年 月 日より 年 月 日までの期間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、さらに1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

(疑義事項)

第4条 本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

この契約締結の証として本証2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

年 月 日

(甲)

印

(乙)

印